

お問い合わせ 番号	
--------------	--

お問い合わせ先	
---------	--

(単位:円)

▼賦課期日時点住所・氏名

	通知番号	
年 税 額	金融機関名 (支店名)	
	口座番号	振替方法
	(口座名義人)	

※「充当額」は、「充当又は委託納付額」を指します。充当額がある場合、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限							

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

▼一括で納めていただく場合、納めていただく金額は下記の通りとなります。

公的年金の種類				
支払者の名称				
支払者の法人番号				

▼4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

(単位:円)

▼所得金額等

▼所得控除額

▼扶養親族・特親該当区分

▼本人該当区分

給 与 収 入	
公的年金等収入	
合計所得金額	
繰越損失額	
総所得金額等	

控 除 合 計			

控 配	老 配	特 定	同 老	老 人	16歳 未 満	そ の 他	同 障	特 障	他 障	特 親	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	勤 労 学 生

▼算出税額

税額控除前所得割		
所 得 割 額		
均 等 割 額		
森林環境税額		
減免額・免除額		
年税額(住民税及び森林環境税の額)		
給与・公的年金等からの特別徴収税額		
差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)		
配当割額・株式等譲渡所得割額の控除不足額		
上記控除不足額のうち還付額		

▼課税標準額

◎ 賦課の根拠

この市民税・府民税は、地方税法第24条、第41条、第294条、豊中市市税条例第14条及び大阪府税条例第18条の規定により、賦課期日現在の住所が豊中市にある人又は住所はないが家屋敷・事業所等がある人に対して課税されます。

森林環境税（国税）は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定により、賦課期日現在の住所が豊中市にある人が課税されます。（市・府民税は、地方税法及び豊中市市税条例の規定により課税されます。森林環境税（国税）は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により課税されます。）

◎ 審査請求及び審査請求裁決後の取消

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経たときに限り、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

上記1及び2の期間を経過後であっても、正当な理由があるときは、審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

◎ 税額・税率

市・府民税・森林環境税（国税）の税額・税率

(1) 均等割額・所得割税率および森林環境税（国税）税額

	市民税	府民税	森林環境税(国税)
均等割額および森林環境税(国税)	3,000円	1,300円	1,000円
所得割税率	6%	4%	—

(2) 分離課税譲渡所得等の税率

区 分		市民税	府民税	
課税短期譲渡所得 (所有期間5年以下)	一般の譲渡	5.4%	3.6%	
	国等に対する譲渡	3%	2%	
課税長期譲渡所得 (短期以外)	一般の譲渡	3%	2%	
	居住用財産の譲渡	6,000万円以下	2.4%	1.6%
		6,000万円を超える部分	3%	2%
	優良住宅地の譲渡	2,000万円以下	2.4%	1.6%
2,000万円を超える部分		3%	2%	
株式等の譲渡所得	一般分	3%	2%	
	上場分	3%	2%	
上場株式等の配当所得等（分離課税）		3%	2%	
先物取引所得		3%	2%	

■ 市・府民税・森林環境税（国税）が課税される人

納税義務者（賦課期日現在の住所）	納める税額の種類
豊中市内に居住する人	均等割・所得割・森林環境税（国税）
豊中市内に事務所、事業所、家屋敷を有する人*	均等割（年間4,300円）

* 豊中市内に住所がない場合でも、環境・消防等の様々な行政サービスを受けていることの応益性の観点から、均等割が課税されます。

■ 市・府民税・森林環境税（国税）が課税されない人

- ① 賦課期日時時点で、障害者、未成年者、ひとり親、寡婦に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ② 賦課期日時時点で、生活保護法の規定である生活扶助を受けている人
- ③ 下表に当てはまる人

扶養人数	均等割・森林環境税（国税）	所得割
	前年の合計所得金額	前年の総所得金額等
0人	450,000円	450,000円
1人	1,010,000円	1,120,000円
2人	1,360,000円	1,470,000円
3人	1,710,000円	1,820,000円

※ 4人以上の場合の計算方法

均等割の非課税措置の計算方法：合計所得金額 ≤ 35万円 × (控配 + 扶養親族の人数 + 1) + 10万円 + 21万円

所得割の非課税措置の計算方法：総所得金額等 ≤ 35万円 × (控配 + 扶養親族の人数 + 1) + 10万円 + 32万円

◎ 延滞金

納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合）を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。

◎ 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、滞納処分を受けることもあります。

◎ 還付の手続き

税額変更等により還付となる場合、納税通知書を送付後、別途還付の手続きに関する書類（「還付充当通知書」及び「還付請求書」）をお送りいたしますので、手続きをお願いします。手続きいただいた後、ご指定の口座に振り込みするまでに3～4週間程度お時間をいただいております。

また、法律の定めにより、未納の税額に充当する場合があります。ご了承ください。

◎ 納付場所

納付書裏面をご確認ください。なお、口座振替をご利用の場合は、原則として納税通知書に記載の金融機関の口座から振替となります。（納付書は同封されません。）

